

株 主 各 位

東京都世田谷区太子堂一丁目12番39号
株 式 会 社 ア ク リ ー ト
代表取締役社長 田 中 優 成

第5期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第5期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年3月27日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2019年3月28日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号
渋谷東口ビル4階 TKPガーデンシティ渋谷 ホール4C
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第5期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 取締役2名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | ストックオプションとして新株予約権を発行する件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.accrete-inc.com/company/ir/>）に掲載させていただきます。

株主懇親会並びに粗品の配布等は予定しておりませんので、予めご了承いただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

(提供書面)

## 事業報告

( 2018年1月1日から  
2018年12月31日まで )

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、個人消費の持ち直しに加え、企業収益に改善の動きがみられるとともに雇用・所得環境の改善が続く等、緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、米中貿易摩擦問題の激化や中国経済の減速、金融資本市場の変動の影響など世界経済への不安要因もあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

SMS配信サービス業界におきましては、SMS配信サービスの認知度が向上し、企業と個人の間でのコミュニケーション手段としてSMSの有用性を再認識する企業の増加に伴い、SMS配信市場は急速な広がりをみせております。

このような状況の中、当社は国内の携帯電話事業者3社との直接回線接続、大量配信に耐えるSMS配信システムなどから海外SMSアグリゲーター、IT企業、コールセンター、人材サービス会社等からの支持を受け、業界内でのポジションを確立しております。

当事業年度におきましては、国内市場においては、SMS配信市場の拡大を受け、タクシー配車アプリ、仮想通貨取引所、決済サービス、CtoCアプリ等の新たなサービス普及に伴う個人認証手段、人材サービス企業でのコミュニケーション手段、セールスマーケティング手段でのSMS配信が増加しており、海外SMSアグリゲーター経由では、新たなアグリゲーターとの接続もあり、グローバルIT企業に加え、ショート動画共有アプリ、宿泊予約サイト、決済サービス、配車アプリ等での個人認証手段でのSMS配信が増加しております。

以上の結果、当事業年度のSMS配信数は363百万通（前事業年度比44.4%増）、最終顧客数は472社、売上高は1,291,025千円（同36.0%増）、営業利益は246,242千円（同43.6%増）、経常利益は222,868千円（同30.0%増）、当期純利益は152,447千円（同35.5%増）となりました。

なお、当社はSMS配信サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は16,405千円であります。その主なものは、SMS 配信サービスに関わる自社開発ソフトウェアの改修・機能追加15,319千円及び事務所内部造作工事1,085千円となっております。

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、当社は、2018年7月26日付での東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、公募増資による500,000株の新株発行及び40,000株の自己株式の処分により382,536千円、第三者割当増資（オーバーアロットメント）による138,000株の新株発行により97,759千円の資金を調達しております。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 2 期<br>(2015年12月期) | 第 3 期<br>(2016年12月期) | 第 4 期<br>(2017年12月期) | 第 5 期<br>(当事業年度)<br>(2018年12月期) |
|-----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(千円)       | 276,058              | 351,726              | 949,216              | 1,291,025                       |
| 経 常 利 益(千円)     | 31,092               | 39,386               | 171,395              | 222,868                         |
| 当 期 純 利 益(千円)   | 20,922               | 15,856               | 112,520              | 152,447                         |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 4.36                 | 3.30                 | 23.52                | 30.22                           |
| 総 資 産(千円)       | 147,823              | 167,485              | 433,539              | 1,033,757                       |
| 純 資 産(千円)       | 67,963               | 83,820               | 192,938              | 825,681                         |
| 1 株当たり純資産 (円)   | 14.16                | 17.46                | 40.30                | 151.63                          |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

2. 当社は、2016年1月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割及び2018年3月1日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っておりますが、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、以下の事項について今後の事業展開における重要な課題として認識し、取り組んでおります。

##### ① SMS 配信の用途開発及びサービス開発力の強化

SMS 配信サービスは、様々な業種での多様な用途が想定され、グローバル市場では国内市場と比べて多くの用途でのSMS 配信が普及しております。当社では各業界での利用用途を開拓し、事例を積み重ねることで国内企業のSMS 配信需要を喚起することを課題と考えております。

特に、SMS 配信サービス市場を発展させるためには、パートナー企業を選定し、金融業界、物流業界などの基幹産業や行政機関、IoT、仮想通貨等の新規分野への事業展開により、SMS 配信サービスの利用用途の拡大及びSMS を活用した付加価値の高いサービス開発が重要であると認識しております。

##### ② 販社・代理店、海外SMS アグリゲーターとの連携強化

当社では、SMS 配信サービスの活用により顧客満足度を向上させることができる商圏を有する販社・代理店やグローバルIT企業を中心とした有力な海外SMS のトランザクションを確保している海外SMS アグリゲーターとの連携を強化することにより、SMS 配信サービスの営業体制を強化し、市場拡大とシェア獲得を図ることを重要な成長戦略であると認識しております。

##### ③ セールスマーケティング体制強化

現在SMS 配信サービスの社会的注目度は高く、多くの顧客やパートナー企業候補が存在しております。当社は、実績、機能など競争優位性を有しておりますが、一方で案件数に対するセールスマーケティング体制が未整備であり、SMS 配信サービスを利用する他企業との取り組みを推進しうる優秀な人材の確保・育成を課題と認識しております。

##### ④ 技術者の採用及び育成

SMS 配信サービスを支える技術者は、システム分野と通信分野の双方の知見が必要となるため、即戦力の人材採用は困難であり、今後の事業展開及びサービス開発において技術者の人材採用と育成が重要な課題であると認識しております。

⑤ 経営管理体制の強化

当社のSMS配信サービス事業が健全に発展するためには、企業規模の拡大の基礎となる経営管理体制とコーポレート・ガバナンスをより強化することでコンプライアンスを徹底することが重要であると認識しております。

(5) **主要な事業内容** (2018年12月31日現在)

SMS配信サービス事業

(6) **主要な営業所及び工場** (2018年12月31日現在)

本 社 東京都世田谷区太子堂一丁目12番39号

(7) **使用人の状況** (2018年12月31日現在)

| 使用人数     | 前事業年度末比<br>増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|---------------|-------|--------|
| 11 (2) 名 | —             | 32.9歳 | 2.7年   |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及びアルバイトは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2018年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

当社は、2018年7月26日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

## 2. 株式の状況 (2018年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 19,200,000株  
 (2) 発行済株式の総数 5,438,000株  
 (3) 株主数 2,721名  
 (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                                   | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------|------------|---------|
| B A N A 1 号 有 限 責 任 事 業 組 合             | 1,758,000株 | 32.32%  |
| 伊 藤 彰 浩                                 | 540,000株   | 9.93%   |
| C h i n Y e u Y a o                     | 449,500株   | 8.26%   |
| R o l f L u m p e                       | 230,000株   | 4.22%   |
| 日 本 証 券 金 融 株 式 会 社                     | 112,600株   | 2.07%   |
| 株 式 会 社 S B I 証 券                       | 104,441株   | 1.92%   |
| M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S | 87,200株    | 1.60%   |
| 株 式 会 社 フ ラ ッ シ ュ ワ ン                   | 80,000株    | 1.47%   |
| 日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 68,000株    | 1.25%   |
| 合 同 会 社 N O B                           | 48,000株    | 0.88%   |

(注) 当社は、自己株式を保有しておりません。

### (5) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、2018年1月25日開催の取締役会決議により、2018年3月1日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。これにより発行可能株式総数は19,152,000株、発行済株式の総数は4,788,000株増加しております。
- ② 2018年7月26日付での東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴う公募増資により、発行済株式総数は500,000株増加しております。
- ③ 2018年8月28日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに伴う第三者割当増資により、発行済株式総数は138,000株増加しております。

### 3. 新株予約権等の状況 (2018年12月31日現在)

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                     | 第 1 回 新 株 予 約 権                              | 第 2 回 新 株 予 約 権                              |
|------------------------|---------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 2017年3月28日                                   | 2017年11月22日                                  |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 480個                                         | 600個                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式 (注) 1 192,000株<br>(新株予約権1個につき 400株)     | 普通株式 (注) 1 240,000株<br>(新株予約権1個につき 400株)     |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    |                     | 無償                                           | 新株予約権1個当たり1,830円                             |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権1個当たり 90,000円<br>(1株当たり 225円)           | 新株予約権1個当たり 170,000円<br>(1株当たり 425円)          |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 2019年3月29日から<br>2026年12月31日まで                | 2018年12月1日から<br>2027年11月30日まで                |
| 行 使 の 条 件              |                     | (注) 2                                        | (注) 3                                        |
| 役 員 の<br>保 有 状 況       | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 150個<br>目的となる株式数 60,000株<br>保有者数 2名  | 新株予約権の数 600個<br>目的となる株式数 240,000株<br>保有者数 1名 |
|                        | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 300個<br>目的となる株式数 120,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名         |
|                        | 監 査 役               | 新株予約権の数 30個<br>目的となる株式数 12,000株<br>保有者数 3名   | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名         |

(注) 1. 2018年1月25日開催の取締役会決議により、2018年3月1日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2. ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役及び監査役が任期満了により退任した場合、従業員の会社都合による退職その他当社取締役会が認める正当な事由のある場合には、この限りではない。



- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
3. ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2017年12月期乃至2018年12月期のうち、いずれかの期において計算書類に記載された営業利益が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、交付を受けた新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた新株予約権を行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。また、会計方針の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- (a) 営業利益が140百万円を超過している場合  
新株予約権者が交付を受けた新株予約権のうち 50%
- (b) 営業利益が200百万円を超過している場合  
新株予約権者が交付を受けた新株予約権のうち 100%
- ② 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役及び監査役が任期満了により退任した場合、従業員の会社都合による退職その他当社取締役会が認める正当な事由のある場合には、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**  
該当事項はありません。
- (3) **その他新株予約権等に関する重要な事項**  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2018年12月31日現在)

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 伊藤 彰 浩  |                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 専務取締役     | 田中 優 成  | セールス・マーケティング部門ゼネラルマネージャー                                                                                                                                                                                                                                           |
| 取 締 役     | 上 川 佳 一 | サービスディベロップメント部門ゼネラルマネージャー                                                                                                                                                                                                                                          |
| 取 締 役     | 立 山 耕 司 | ビジネスサポート部門ゼネラルマネージャー                                                                                                                                                                                                                                               |
| 取 締 役     | 谷 間 真   | (株)T-R E V I V E コンサルティング代表取締役<br>(株)セントリス・コーポレートアドバイザー代表取締役<br>(株)バルニバービ取締役<br>(株)W C S 取締役<br>(株)キャリア取締役<br>(株)F R E E M I N D 取締役<br>(株)リアル取締役<br>(株)ザップラス社外取締役監査等委員<br>(株)大都監査役<br>(株)日本医療機器開発機構監査役<br>C A P S (株)取締役<br>シンフォニーマーケティング(株)取締役<br>(株)ココカラファイン取締役 |
| 常 勤 監 査 役 | 奥 井 武 史 |                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 監 査 役     | 田 中 奉 文 | (株)T A S C 代表取締役<br>(株)キャリア監査役                                                                                                                                                                                                                                     |
| 監 査 役     | 金 子 和 弘 | 恵比寿金子法律事務所 所長<br>(株)新領域技術研究所監査役                                                                                                                                                                                                                                    |

- (注) 1. 2018年3月23日開催の第4期定時株主総会において、新たに田中優成氏は取締役に選任され、就任いたしました。
2. 取締役谷間真氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。
3. 監査役田中奉文氏及び金子和弘氏は、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。
4. 当社は、谷間真氏、田中奉文氏及び金子和弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 当事業年度終了後に取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

| 氏 名     | 地位及び担当並びに重要な兼職の状況 |                                       | 異動年月日      |
|---------|-------------------|---------------------------------------|------------|
|         | 異 動 後             | 異 動 前                                 |            |
| 田 中 優 成 | 代表取締役社長           | 専務取締役<br>セールス・マーケティング部門<br>ゼネラルマネージャー | 2019年1月24日 |
| 伊 藤 彰 浩 | 取締役顧問             | 代表取締役社長                               | 2019年1月24日 |

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役谷間真氏、社外監査役田中奉文氏及び社外監査役金子和弘氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数        | 報 酬 等 の 額             |
|--------------------|------------|-----------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(1名) | 41,100千円<br>(3,600千円) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名) | 7,800千円<br>(3,600千円)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 8名<br>(3名) | 48,900千円<br>(7,200千円) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2016年3月28日開催の第2期定時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2016年3月28日開催の第2期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役谷間真氏は、(株)T-R-E-V-I-V-Eコンサルティング及び(株)セントリス・コーポレートアドバイザーの代表取締役であります。また、(株)バルニバービ、(株)WCS、(株)キャリア、(株)F-R-E-E-M-I-N-D、(株)リアル、CAPS(株)、シンフォニーマーケティング(株)、(株)ココカラファインの取締役及び(株)ザッパラスの社外取締役監査等委員並びに(株)大都、(株)日本医療機器開発機構の監査役であります。当社と当該兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役田中奉文氏は、(株)TASCの代表取締役及び(株)キャリアの監査役であります。当社と当該兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役金子和弘氏は、恵比寿金子法律事務所の所長及び(株)新領域技術研究所の監査役であります。当社と当該兼職先との間には特別の関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏名    | 出席状況及び発言状況                                                                                     |
|-----|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 谷間 真  | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、公認会計士としての高い見識から、議案審議等に必要発言を適宜行っております。                                |
| 監査役 | 田中 奉文 | 当事業年度に開催された取締役会及び監査役会各14回のうちそれぞれ13回出席いたしました。社外での豊富な経験や専門的見識から、必要に応じて妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 |
| 監査役 | 金子 和弘 | 当事業年度に開催された取締役会及び監査役会各14回の全てに出席し、弁護士としての高い見識から、必要に応じて妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。                |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 15,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 16,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は過年度の監査実績、当社の事業規模等をもとに、監査計画、監査体制、監査時間等を勘案し、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、「監査人から引受事務幹事会社への書簡」の作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 当社は、取締役及び使用人の職務の適法性を確保するため、コンプライアンス（法令遵守）があらゆる企業活動の前提条件であることを決意し、「コンプライアンス規程」を定め、各役職員に周知徹底させる。
  - (b) 役職員の職務の執行の適正性を確保するため、内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき法令及び定款を遵守していることについて内部監査を実施する。
  
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (a) 当社は、取締役の職務執行に係る事項である議事録、会計帳簿、稟議書、その他の重要な情報等については、「文書管理規程」等に従い、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
  - (b) 取締役、監査役その他関係者は、これらの規程に従い、その職務遂行の必要に応じて上記の書類等を閲覧することができるものとする。
  
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (a) 当社の事業に関する損失の危険（リスク）、不測の事態に対応すべく、「リスク管理規程」を制定し、同規程に基づき各部門長が潜在リスクを想定、顕在リスクの把握及び管理を行うものとする。
  - (b) リスクの管理及び把握の状況については、各部門長が相互に情報共有、意見交換を実施し、特に重要なリスクについては、取締役会において報告するものとする。
  - (c) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等の外部アドバイザーと連携し、損失の拡大を防止し、これを最小限にすべく体制を整えるものとする。
  
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (a) 当社は、取締役の職務の執行を効率的に行うために、定時取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて、臨時取締役会を開催するものとする。

- (b) 取締役の職務の執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において、意思決定ルールを明確化し、適正かつ効率的に行われる体制を構築するものとする。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (a) 監査役が監査役の業務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、人員を設置するものとする。
- (b) 当該使用人の選任、解任、異動等には、監査役会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役会の指示の実効性の確保に努める。
- (c) 当該使用人は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役の指示に従い職務を遂行し、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ⑥ 取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。
- (b) 監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- (c) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めると及び必要な書類の閲覧を行うことができる。
- ⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署にて精査の上、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席することができる。
- (b) 監査役は、代表取締役、取締役、内部監査担当者及び会計監査人と必要に応じて意見交換を実施できるものとする。

⑨ 反社会的勢力排除ための体制

- (a) 当社は、反社会的勢力との関係を遮断し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応する。
- (b) 反社会的勢力との接触が生じた場合には、速やかに関係部署、社外関係先（警察署、顧問弁護士等）と協議し、組織的に対応するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当事業年度において取締役会は14回開催され、取締役及び監査役が出席のもと報告及び議案の決議が行われております。当社の取締役会は取締役5名（うち社外取締役1名）で構成されており、取締役会開催前に資料を共有し、取締役会にて十分な審議時間を確保し、活発な議論が行われております。

② リスク管理体制

内部監査担当者が策定した内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告しております。

③ コンプライアンス管理体制

コンプライアンス規程を定め、取締役及び従業員への周知を図っております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実については社内報告体制として、内部通報制度を導入しております。

④ 監査役の監査体制

当事業年度において監査役会は14回開催されております。監査役は監査役会において定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役社長との定期的な会合を持つことで、監査機能の強化及び向上を図っております。また、会計監査人や内部監査担当者と連携し、業務執行状況やコンプライアンスに関する問題点を監視する体制を構築しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。



# 貸借対照表

(2018年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科目              | 金額               | 科目             | 金額               |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>998,257</b>   | <b>流動負債</b>    | <b>208,076</b>   |
| 現金及び預金          | 769,371          | 買掛金            | 156,314          |
| 売掛金             | 175,618          | 未払費用           | 7,638            |
| 前払費用            | 2,210            | 未払消費税等         | 2,375            |
| 未収消費税等          | 42,094           | 未払法人税等         | 39,398           |
| 繰延税金資産          | 1,718            | 預り金            | 2,349            |
| その他の資産          | 7,244            | その他            | 0                |
| <b>固定資産</b>     | <b>35,499</b>    | <b>負債合計</b>    | <b>208,076</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>5,938</b>     | <b>(純資産の部)</b> |                  |
| 建物              | 5,618            | <b>株主資本</b>    | <b>824,583</b>   |
| 工具、器具及び備品       | 319              | 資本金            | 255,979          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>23,366</b>    | 資本剰余金          | 249,815          |
| ソフトウェア          | 23,366           | 資本準備金          | 225,979          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>6,194</b>     | その他資本剰余金       | 23,836           |
| 差入保証金           | 4,999            | <b>利益剰余金</b>   | <b>318,788</b>   |
| 破産更生債権等         | 1                | その他利益剰余金       | 318,788          |
| 長期前払費用          | 339              | 繰越利益剰余金        | 318,788          |
| 繰延税金資産          | 845              | <b>新株予約権</b>   | <b>1,098</b>     |
| その他             | 10               | <b>純資産合計</b>   | <b>825,681</b>   |
| 貸倒引当金           | △1               | <b>負債純資産合計</b> | <b>1,033,757</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,033,757</b> |                |                  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

( 2018年 1月 1日から  
2018年12月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 1,291,025 |
| 売 上 原 価                 | 839,890   |
| 売 上 総 利 益               | 451,134   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 204,891   |
| 営 業 利 益                 | 246,242   |
| 営 業 外 収 益               |           |
| 受 取 利 息                 | 3         |
| 還 付 加 算 金               | 71        |
| 営 業 外 費 用               |           |
| 支 払 利 息                 | 315       |
| 為 替 差 損                 | 7,616     |
| 株 式 公 開 費 用             | 15,517    |
| 経 常 利 益                 | 222,868   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 222,868   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 64,804    |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 5,616     |
| 当 期 純 利 益               | 152,447   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

( 2018年 1月 1日から  
2018年12月31日まで )

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |              |              |                               |              |         | 新 株<br>予 約 権 | 純資産<br>合 計 |                |
|-------------------------|---------|-----------|--------------|--------------|-------------------------------|--------------|---------|--------------|------------|----------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              |              | 利 益 剰 余 金                     |              | 自 己 株 式 |              |            | 株 主 資 本<br>合 計 |
|                         |         | 資本準備金     | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | その他利<br>益剰余金<br>繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |         |              |            |                |
| 当 期 首 残 高               | 30,000  | -         | -            | -            | 166,340                       | 166,340      | △4,500  | 191,840      | 1,098      | 192,938        |
| 当 期 変 動 額               |         |           |              |              |                               |              |         |              |            |                |
| 当 期 純 利 益               |         |           |              |              | 152,447                       | 152,447      |         | 152,447      |            | 152,447        |
| 新 株 の 発 行               | 225,979 | 225,979   |              | 225,979      |                               |              |         | 451,959      |            | 451,959        |
| 自 己 株 式 の 処 分           |         |           | 23,836       | 23,836       |                               |              | 4,500   | 28,336       |            | 28,336         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |           |              |              |                               |              |         |              | -          | -              |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 225,979 | 225,979   | 23,836       | 249,815      | 152,447                       | 152,447      | 4,500   | 632,742      | -          | 632,742        |
| 当 期 末 残 高               | 255,979 | 225,979   | 23,836       | 249,815      | 318,788                       | 318,788      | -       | 824,583      | 1,098      | 825,681        |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 8年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (2) 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (3) 繰延資産の処理方法

##### 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

#### (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

### 2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

857千円

### 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類   | 当事業年度期首 | 増加        | 減少 | 当事業年度末    |
|---------|---------|-----------|----|-----------|
| 普通株式（株） | 12,000  | 5,426,000 | －  | 5,438,000 |

(注) 発行済株式数の増加は、株式分割（1株につき400株の割合で分割）により4,788,000株、上場に伴う公募増資により500,000株、オーバーアロットメントによる第三者割当増資により138,000株増加したものであります。

#### (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

| 株式の種類   | 当事業年度期首 | 増加     | 減少     | 当事業年度末 |
|---------|---------|--------|--------|--------|
| 普通株式（株） | 100     | 39,900 | 40,000 | －      |

(注) 自己株式数の増加は、株式分割（1株につき400株の割合で分割）により39,900株増加したものであり、減少は上場に伴う自己株式処分により40,000株減少したものであります。

#### (3) 剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金支払額等

該当事項はありません。

##### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

#### (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 240,000株

#### 4. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|          |         |
|----------|---------|
| 繰延税金資産   |         |
| 未払事業税    | 1,718千円 |
| 差入保証金    | 533千円   |
| 資産調整勘定   | 203千円   |
| その他      | 109千円   |
| 繰延税金資産合計 | 2,564千円 |

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

#### 5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社では、資金調達については、必要な資金を銀行借入や増資により調達しております。

また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。一部外貨建営業債権については、為替変動のリスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建営業債務については、為替変動のリスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権について、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ii 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維新等により流動性リスクを管理しております。

iii 市場のリスク（為替等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務について、為替の変動リスクに晒されていますが、毎月通貨別に為替差損益を把握し、為替変動が損益計画に与える影響を勘案しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2018年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

|            | 貸借対照表計上額  | 時 価       | 差 額 |
|------------|-----------|-----------|-----|
| (1) 現金及び預金 | 769,371千円 | 769,371千円 | －千円 |
| (2) 売掛金    | 175,618   | 175,618   | －   |
| (3) 未収消費税等 | 42,094    | 42,094    | －   |
| 資 産 計      | 987,084   | 987,084   | －   |
| (1) 買掛金    | 156,314   | 156,314   | －   |
| (2) 未払法人税等 | 39,398    | 39,398    | －   |
| 負 債 計      | 195,712   | 195,712   | －   |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 151円63銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 30円22銭  |

(注) 当社は、2018年3月1日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

## 7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。



独立監査人の監査報告書

2019年2月20日

株式会社アクリート  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 矢 治 博 之 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 石 井 広 幸 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アクリートの2018年1月1日から2018年12月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年2月21日

| 株式会社アクリート |    | 監査役会 |   |
|-----------|----|------|---|
| 常勤監査役     | 奥井 | 武史   | ㊟ |
| 社外監査役     | 田中 | 奉文   | ㊟ |
| 社外監査役     | 金子 | 和弘   | ㊟ |

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役2名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期が満了する時（2020年3月開催予定の定時株主総会終結の時）までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | 池田祐太<br>(1966年1月5日)   | 1989年4月 (株)トーメン (現豊田通商(株)) 入社<br>2000年2月 アダムネット(株) (現三井情報(株)) 入社<br>2002年6月 (株)NTTドコモ 法人部門入社<br>2009年12月 Mobile Innovation Co.,Ltd.に出向<br>代表取締役<br>2015年4月 (株)NTTドコモ 法人グローバル部門<br>担当部長<br>2018年6月 池田祐太行政書士事務所 開業 (現任)                                                                         | 300株           |
| 2     | 日置健二<br>(1968年12月26日) | 1990年4月 (株)トーメン (現豊田通商(株)) 入社<br>2000年7月 日本キャップジェミニ(株) (現(株)クニエ)<br>入社<br>2002年8月 ハドソン債権回収(株)入社<br>2003年8月 SBIキャピタル(株)入社<br>2005年8月 KVH(株) (現Coltテクノロジーサービス<br>(株)) 入社<br>2011年8月 同社最高執行責任者<br>2013年8月 IPsoft Japan(株)代表取締役<br>2015年5月 同社取締役<br>2015年5月 Coltテクノロジーサービス(株)代表取締役<br>兼アジア代表 (現任) | 20,000株        |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 日置健二氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。  
3. 日置健二氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営に係る豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

4. 当社は、社外役員各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。新任の社外取締役候補者である日置健二氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記内容の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 日置健二氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は、独立役員として届け出る予定であります。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役田中奉文氏は辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された監査役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任監査役の任期が満了する時（2022年3月開催予定の定時株主総会終結の時）までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)         | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社の株式数 |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 望月明人<br>(1954年4月11日) | 1977年4月 山一証券(株)入社<br>1980年4月 学校法人産業能率大学総合研究所入職<br>1990年1月 (株)ソシオテック研究所取締役<br>2000年1月 ラディック(株)代表取締役<br>2004年11月 クリオアドバイザー(株)取締役<br>2012年2月 (株)サーバーワークス取締役<br>2013年10月 (株)リーベンス取締役<br>2014年5月 ディエスコンサルティング(株)代表取締役<br>2015年5月 (株)サーバーワークス監査役(現任)<br>2016年5月 ディエスコンサルティング(株)顧問(現任) | 40,000株        |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 望月明人氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 望月明人氏を社外監査役候補者とした理由は、これまでの豊富な企業経営に係る経験をもとに、公正・中立の立場から当社の適正な企業活動への助言及び監査をいただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 当社は、社外役員各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。新任の社外監査役候補者である望月明人氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記内容の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 望月明人氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は、独立役員として届け出る予定であります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)         | 略歴<br>(重要な兼職の状況)                                                                                          | 所有する<br>当社の株式数 |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 丹藤寛氏<br>(1948年6月10日) | 1971年4月 (株)トーメン (現豊田通商(株)) 入社<br>2005年4月 NEWCOM LLC最高経営責任者<br>2008年6月 (株)ヴァンパッション取締役<br>2011年6月 同社顧問 (現任) | 3,000株         |

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 丹藤寛氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 丹藤寛氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、長年にわたり会社の経営に携わり、その経歴を通じて培った豊富な経験と見識を活かして、監査役に就任された場合に当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。

4. 補欠監査役候補者である丹藤寛氏の選任が承認され、かつ監査役に就任した場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。



#### 第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を含む）及び従業員に対してストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の無償発行は、会社法第361条の規定に基づき、2016年3月28日開催の株主総会にてご承認いただいた報酬額とは別枠の報酬として当社取締役に割り当てるストックオプションとしての新株予約権に関する具体的な内容及び算定方法も併せてご承認をお願いするものであります。当社取締役（社外取締役を含む）に対する報酬等の枠の具体的な算定方法は、新株予約権の割当日の株価及び新株予約権の内容等、諸条件をもとにブラックシヨールズ・モデルの株式オプション価格算定モデルを用いた公正な評価による新株予約権1個当たりの公正価額に、当社取締役に割り当てる新株予約権の上限をそれぞれ乗じて得られる価額となります。

なお、第1号議案「取締役2名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、当社取締役は6名（うち社外取締役2名）となり、当社取締役への新株予約権の割当数は900個（うち社外取締役300個）を上限とします。

当社取締役（社外取締役を含む）に対する新株予約権は、業績向上に対する意欲と士気を高め企業価値の増大を図ることを目的として割り当てられるストックオプションであり、また、会社業績及び当社における業務執行の状況、貢献度等を基準として割り当てられるもので、具体的な内容は、当社取締役への報酬等として相当なものであると考えております。

また、特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由及び新株予約権の発行要領は、以下のとおりです。

##### 1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社取締役（社外取締役を含む）及び従業員が当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、当社取締役（社外取締役を含む）及び従業員に対し、新株予約権を無償で発行いたしたいと存じます。

## 2. 新株予約権発行の発行要領

### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社取締役（社外取締役を含む）及び従業員

### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後に付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、当社は合理的な範囲内で必要となる株式数の調整を行うものとする。

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式150,000株を上限とする。このうち、当社取締役（社外取締役を含む）を付与対象とする新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は当社普通株式90,000株（うち社外取締役30,000株）を上限とする。ただし、付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

### (3) 新株予約権の総数

発行する新株予約権は1,500個を上限とする。このうち、当社取締役を付与対象とする新株予約権は900個（うち社外取締役300個）を上限とする。

### (4) 新株予約権と引換えに払込む金銭の額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないもの（無償）とする。

## (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は下記に定める調整を行う場合がある。

なお、割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、割当日後に、当社が当社普通株式につき、行使価額を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使によるものを除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする事由が生じた場合には、当社取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額の調整を行うものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

割当日後2年を経過した日から8年間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役及び監査役が任期満了により退任した場合、従業員の会社都合による退職その他当社取締役会が認める正当な事由のある場合には、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約もしくは新設合併計画の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の議案につき株主総会で承認された場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため新株予約権の権利行使ができなくなった場合、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じるときは、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### (11) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、新設合併計画、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（2）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（5）で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記（6）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（6）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

上記（7）に準じて決定する。

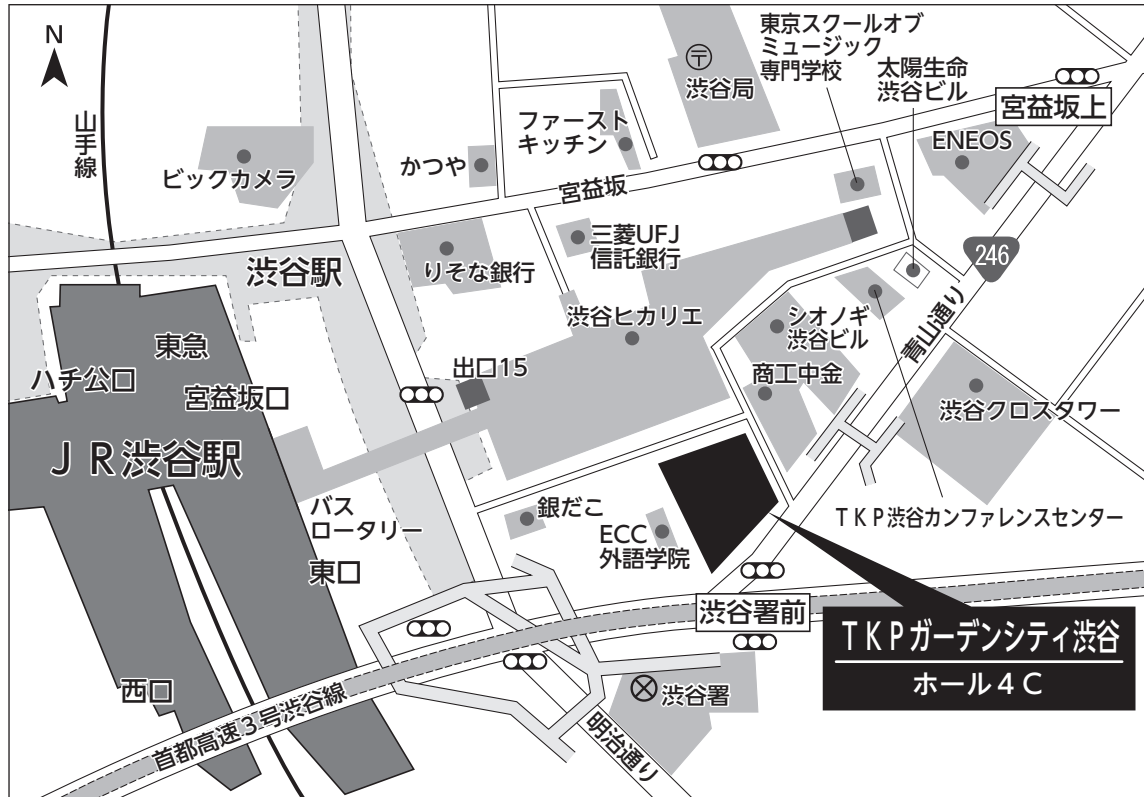
- ⑦ 新株予約権の取得事由及び取得の条件  
上記（８）に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記（１０）に準じて決定する。
- （１２）新株予約権の行使により発生する端数の取扱い  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- （１３）新株予約権の公正価額  
新株予約権の公正価額は、割当日において適用すべき諸条件をもとにブラックショールズ・モデルを用いて算定する。
- （１４）新株予約権に関するその他の内容  
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

以 上



# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル4階  
TKPガーデンシティ渋谷 ホール4C  
電話番号 03-4578-5853



- 交通 ▶ JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン「渋谷」駅  
東口より徒歩3分
- ▶ 東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線「渋谷」駅  
15番出口より徒歩2分
- ▶ 東急東横線・田園都市線「渋谷」駅  
ヒカリエ方面連絡通路より徒歩3分
- ▶ 京王井の頭線「渋谷」駅  
中央口より徒歩6分